

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年7月27日

**香川県教育委員会規則第12号**

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																							
<p>(修業年限等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 高等部専攻科 <u>3年</u></p> <p>2 略</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">中学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">高等学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">特別支援学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>主として行う教育の内容</th> <th>部等</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>香川県立 聾学校</td> <td>高松市太田 上町513番 地1</td> <td>聴覚障害者である 児童又は生徒に対 する教育</td> <td>略</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>高等部</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科	略					香川県立 聾学校	高松市太田 上町513番 地1	聴覚障害者である 児童又は生徒に対 する教育	略	普通科				高等部		略					<p>(修業年限等)</p> <p>第2条 学校の修業年限は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特別支援学校</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 高等部専攻科 <u>2年（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育 を主として行う特別支援学校にあっては、3年）</u></p> <p>2 略</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">中学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">高等学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">特別支援学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>主として行う教育の内容</th> <th>部等</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>香川県立 聾学校</td> <td>高松市太田 上町513番 地1</td> <td>聴覚障害者である 児童又は生徒に対 する教育</td> <td>略</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>高等部</td> <td>理容科</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>高等部専 攻科</td> <td>理容科</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科	略					香川県立 聾学校	高松市太田 上町513番 地1	聴覚障害者である 児童又は生徒に対 する教育	略	普通科				高等部	理容科				高等部専 攻科	理容科	略				
名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科																																																				
略																																																								
香川県立 聾学校	高松市太田 上町513番 地1	聴覚障害者である 児童又は生徒に対 する教育	略	普通科																																																				
			高等部																																																					
略																																																								
名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科																																																				
略																																																								
香川県立 聾学校	高松市太田 上町513番 地1	聴覚障害者である 児童又は生徒に対 する教育	略	普通科																																																				
			高等部	理容科																																																				
			高等部専 攻科	理容科																																																				
略																																																								

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）  
高等学校

略  
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の  
の高等部  
略

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を  
主として行う特別支援学校の高等部  
略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）  
高等学校

略  
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校  
の高等部  
略  
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校  
の高等部

区分	学科	目標
理容・美容に 関する学科	理容科	理容に関する知識と技術を習得 させ、この業務に従事する者を 養成する。

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を  
主として行う特別支援学校の高等部  
略